

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針

石川県

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 県南部地域（加賀地域）

(1) 現況

本地域は、南東部に白山（2702m）を最高峰とする山地帯が発達し、北西に流れる河川によって形成された沖積平野（加賀平野、金沢平野）が南北に広がっている。その平坦部は稲作地帯で、農業法人や大規模経営農家が比較的多くなっている。なかでも、金沢市の海岸沿いの砂丘地帯では、すいかや大根などの野菜生産が盛んで、山間部の丘陵地では、なしやりんごなどの果樹生産が盛んである。一方、その中山間地域では、人口減少に伴い、農家数も減少傾向にあり、自給的農家も含めて高齢化や後継者不足が喫緊の課題となっている。また、農産物価格の低迷や資材価格の高騰を受けて、近年は農業経営が厳しい状況にあり、大規模化した経営の次世代継承も課題となっており、共同による農道やかんがい施設の保全管理等の農地の保全に関する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（以下「法」という。）第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が共同で取り組む農業生産活動の推進の継続や農地、水路、農道等の保全活動の推進、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることで多面的機能の発揮を促進することとする。

2. 県北部地域（能登地域）

(1) 現況

本地域は、日本海へ向かって北東方向に突き出た半島（能登半島）であり、平野部が少なく丘陵地が海岸まで迫っている地域が多く、農地も狭小であるため、小規模農家が農業を軸としながら稲作が行われている。特に中山間地域では、人口減少に伴い、農家数も減少傾向にあり、自給的農家も含めて高齢化や後継者不足が喫緊の課題となっている。特に、条件の悪い山間部の棚田や谷あいの農地は、機械による効率化が難しく、耕作放棄地が増える傾向があることから、共同による農道やかんがい施設の保全管理等の農地の保全に関する取組が必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号から第3号に掲げる事業を推進することにより、農業者等が

共同で取り組む農業生産活動の推進の継続や農地、水路、農道等の保全活動の推進、地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図ることで多面的機能の発揮を促進することとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそこで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとすることとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。
- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適當な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。

4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項

市町の判断により、必要と認められる事項を定めることとする。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

1 第三者機関の設置

本法に基づく施策が計画的かつ、効果的に実施されるよう、交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価等を行うための第三者委員会を設置する。

2 推進体制の整備

本法に基づく事業の促進を図っていくためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対して、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県、市町、農業団体等の関係機関等が参画し、総合的な観点から農業団体等に対し、地域の実情を踏まえた支援を行うことができるよう推進体制を整備するものとする。

3 関係者間における連携の確保

農業の有する多面的機能の発揮の促進は、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等多くの関係者との連携の下に行われるものであることから、県は、関係者間での情報共有や定期的な打合せの開催が行われるよう、その連携の推進に努めるものとする。